


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉 沢 寿 子			
件 名	東大和市社会福祉協議会運営費等補助要綱の一部を改正する 要綱について			区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係 事項	条例 規則	東大和市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例（昭和51年条例 第17号）				
	部課 機関					
1. 要 旨						
<p>要綱第3条第2項（申請書類等）の改正により、添付書類を削減し、事務の省力化を図るものとする。（平成26年度定期監査による指摘事項として挙げられた項目）</p> <p>(1) 東大和市社会福祉協議会に対する補助金の交付にあたり、交付申請書に添付することとなっている書類から、次の①②を削除することで、事務の省力化を図る。                  ①法人の設立認可書の写し                  ②定款の変更をしたときは、定款変更の申請書及び認可書の写し                  ※条例による添付書類：理由書、事業計画書、収支予算書、財産目録及び貸借対照表                  要綱により残る書類：国・都等からの助成がある場合は、助成に係る書類の写し</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 事務が省力化される。</p>						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
<p>文書課において審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに起案処理することとしたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。